

令和2年度指定居宅介護支援事業所集団指導（第2回）	
令和3年3月26日（金） 午前9時30分～	資料 3

（3）連絡事項

①介護保険制度改正のポイント

②令和2年度指定居宅介護支援事業所実地指導について

③その他

① 介護保険制度改正のポイント

➤ 介護認定期間の延長（令和3年4月～）

今まで介護認定有効期間は基本6か月で最大36か月(更新認定の場合)まで延長されていたが、このたびの見直しにより、更新認定で、かつ、更新前の要介護(要支援)状態区分から変更がない場合は、最大48か月まで延長されます。

➤ 食費の基準費用額の変更(令和3年8月～)

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)及びショートステイにおける食費の基準費用額が変更になります。

食費(1日あたり)【令和3年7月まで】 1,392円 ⇒ 【令和3年8月から】 1,445円(+53円)

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み

参考資料2

※見直し後(案)

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付

利用者負担段階	主な対象者		預貯金額(夫婦の場合)
	第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者	
第2段階	世帯全員が	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	市町村民税非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

負担軽減の対象となる低所得者

※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

	基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))※短期入所生活介護等(日額) 【】はショートステイの場合			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,445円 (4.4万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円(1.8万円)】	650円 (2.0万円) 【1,000円(3.0万円)】	1,360円(4.1万円) 【1,300円(4.0万円)】
居住費	多床室 特養等	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
	多床室 老健・療養等	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
	従来型個室 特養等	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)
	従来型個室 老健・療養等	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室的多床室	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)
ユニット型個室	2,006円 (6.1万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)

※令和2年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より出典

※負担限度額及び食費・居住費の補足給付が変更になります。

負担限度額の認定要件と、食費・居住費の限度額が変更になります。また、ショートステイの食費について、これまでは他の施設サービスと同じ基準でしたが、見直し後は本人負担額へ上乘せられます。

➤ 高額介護サービス費の自己負担額が一部変更になります【令和3年8月～】

○ 高額介護（介護予防）サービス費

参考資料3

※見直し後(案)

月々の介護サービス費の自己負担額が世帯合計（個人）で上限額を超えた場合に、その超えた分が払い戻されます。

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	○市町村民税世帯非課税で[公的年金等収入金額+合計所得金額]が80万円以下である場合	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	○市町村民税世帯非課税 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	①市町村民税課税世帯～所得約380万円(年収約770万円)未満 ②所得約380万円(年収約770万円)以上～同約690万円(同約1,160万円)未満 ③所得約690万円(年収約1,160万円)以上	①世帯44,400円 ②世帯93,000円 ③世帯140,100円

個人の高額介護（介護予防）サービス費の支給

$$\frac{\text{個人の利用者負担合算額}}{\text{利用者負担世帯合算額}} \times (\text{利用者負担世帯合算額} - \text{世帯の上限額})$$

高額介護サービス費の支給：保険給付の1割（または2割・3割）負担分の合計額が上限額を超えた場合、申請により超過分が払い戻される。

※令和2年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より出典

② 令和2年度指定居宅介護支援事業所実地指導について

➤ 実施状況

	事業所名	実施日
1	居宅介護支援事業所サリヴァン	令和2年9月25日(金)
2	ニチケアセンターなんぶ	令和2年10月19日(月)
3	ケアプランニング想い	令和3年3月5日(金)

➤ 主な指摘事項【項目のみ】

- ①運営規程と重要事項説明書の記載内容の整合性がとれていない。
- ②相談苦情事故に関する対応策の検討が不十分である。(マニュアルが事業所の実情と異なる。)
- ③業務管理体制整備に関する届出を行っていない。
- ④アセスメントの実施内容や実施日の記録が確認できないものがある。
- ⑤アセスメントが項目のチェックだけで状況の把握、分析が不十分である。
- ⑥短期入所を長期利用している場合の福祉用具貸与について適正なサービス利用となっていない。(利

用について検討した内容がサービス担当者会議録に残されていない。)

⑦長期目標、短期目標がサービス利用することが達成となるような目標としないこと。

⑧第3表には平均的な一日の過ごし方を記載すること。

⑨医療系サービスを位置付ける場合は、主治医の意見を求め、作成した居宅サービス計画書を交付すること。(交付した記録を残すこと。)

⑩介護サービス事業所へ個別計画の提出を依頼し、居宅サービス計画との連動性や整合性について確認すること。

⑪新型コロナウイルス感染防止対策などの特段の事情により、モニタリング並びにサービス担当者会議が基準に沿った方法で実施できないと介護支援専門員が判断した理由や代替え策について記録を残すこと。

⑫居宅サービス計画書第1～3表、サービス利用票等のサービス内容の整合性を図ること。

⑬病院又は診療所からの退院の場合における退院・退所加算Ⅰ2及びⅡ2におけるカンファレンスは、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たしていることを確認すること。

⑭介護支援専門員の勤務実績が確認できる記録を残すこと。

⑮アセスメント実施日、計画作成日、サービス担当者会議の開催日、居宅サービス計画の説明・同意日の日付の整合性がとれていない。サービス利用前にサービス担当者会議及び居宅サービス計画の説明・同意を行うこと。

⑯サービス担当者会議を新型コロナウイルス感染拡大防止のため関係者への照会で行った場合には、照会結果を含め「サービス担当者会議の要点」を作成し、関係者へ交付すること。

③ その他

➤ 常勤、非常勤について

人員基準における「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいいます。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(平成47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能とされています。

【常勤・非常勤・専従・兼務の考え方】

用語の定義と4つの勤務形態の例		専従(専ら従事する・専ら提供に当たる)	兼務
		当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に従事していないこと	当該事業所に勤務する時間帯において、その職務以外の職務に同時並行的に従事すること
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していること	①常勤かつ専従 1日当たり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	②常勤かつ兼務 1日当たり8時間(週40時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していないこと	③非常勤かつ専従 1日当たり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	④非常勤かつ兼務 1日当たり4時間(週20時間)勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合

※①～④は事業所における通常の勤務時間が週40時間と定められている事業所において従事する場合

- ◇ 雇用契約上、正規職員契約であっても、当該事業所で週20時間の勤務の場合、介護保険の人員基準上は、「非常勤」となります。
- ◇ 雇用契約上、非正規職員であっても、当該事業所で週40時間の勤務条件の場合、介護保険の人員基準上は「常勤」となります。

◆ 具体例① 居宅介護支援事業所の管理者と介護支援専門員として週40時間勤務 ⇒ 常勤兼務
◆ 具体例② 居宅介護支援事業所の介護支援専門員として週40時間勤務 ⇒ 常勤専従

【南部町における基本的な考え方】

「当該事業所における勤務時間」で考えることが基本であることから、原則として、事業所をまたぐ業務の兼任は、常勤ではなく非常勤とし、時間を分けて勤務体制表を設定するものとします。

◆ 具体例③ 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員として20時間 同一敷地内の指定訪問介護事業所の訪問介護員として20時間 ⇒ 非常勤専従
--

ただし、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。兼務可能な職種は、サービス種別により異なるため、サービス種別毎の解釈通知で確認する必要があります。

◆ 具体例④

指定居宅介護支援事業所の管理者と

同一敷地内の指定訪問介護事業所の管理者として 40 時間勤務 ⇒ **常勤兼務**

<解釈通知>

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(労企第 25 号)
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(老計発第 0331004 号)
- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(老企第 43 号)
- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(老企第 44 号) 等

➤ **月途中で居宅介護支援事業所から小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所へ変更した場合のケアプラン作成について**

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)においては、居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画もしくは看護小規模多機能型居宅介護計画の作成が必要です。

月途中で居宅介護支援事業所から小規模多機能型居宅介護事業所等へ変更となった場合には、変更日からの計画を作成することとなります。(給付管理は居宅介護支援事業所が行う。)

◆ 具体例①

令和 2 年 12 月 31 日まで居宅介護支援事業所が担当、令和 3 年 1 月 1 日から小規模多機能型居宅介護事業所等の利用を開始した場合		
	居宅介護支援事業所	小規模多機能型居宅介護事業所等
居宅サービス計画等の作成	令和 2 年 12 月 31 日まで	令和 3 年 1 月 1 日から
給付管理	令和 2 年 12 月分まで	令和 3 年 1 月分から

◆ 具体例②

令和 3 年 3 月 15 日まで居宅介護支援事業所が担当、令和 3 年 3 月 16 日から小規模多機能型居宅介護事業所等の利用を開始した場合		
	居宅介護支援事業所	小規模多機能型居宅介護事業所等
居宅サービス計画等の作成	令和 2 年 3 月 15 日まで	令和 3 年 3 月 16 日から
給付管理	居宅サービス利用がある場合は令和 2 年 3 月分まで(小規模多機能型居宅介護支援事業所等の分を含めて)	令和 3 年 4 月分から

➤ **令和 2 年度指定居宅介護支援事業所集団指導 (2 回目) 質問票について**

時間の都合上、会場では質問の受付できません。集団指導を受けた後、質問事項があれば提出してください。